

社会福祉士とは？

社会福祉士は、社会福祉士及び介護福祉士法で位置付けられた、社会福祉業務に携わる人の国家資格で、身体や精神の障がい、あるいは環境上の理由などにより日常生活を営むことに支障がある人の、福祉に関する相談援助を行う専門職です。相談者の複雑多様な問題をひも解き、多職種・多機関と連携しながら解決に導いていく役割を担います。

どんなところで働いているの？

社会福祉士の勤務先は地域包括支援センターや障がい・介護関連施設、医療機関や教育機関、司法関係や福祉事務所、さらには独立型社会福祉士事務所と多岐にわたります。所属する機関により、相談員、ソーシャルワーカーなど呼び方は様々です。



社会福祉士は、

「あなたに寄り添う」相談支援を行います

群馬県社会福祉士会とは

群馬県社会福祉士会は、社会福祉の援助を必要とする人々の権利を擁護するために、研修や委員会活動等を通じて専門性を高め、また社会福祉に関する知識の普及・啓発を行う専門職団体です。

平成4年5月に、全国で3つ目の都道府県社会福祉士会として設立されました。

約600名の会員が、医療・保健・教育・司法など他の専門職との連携を図りながら、様々な分野で活躍しています。

群馬県社会福祉士会の主な事業

※詳細は群馬県社会福祉士会ホームページをご覧ください

●生涯研修センター

生涯研修センターは、社会福祉士の会員の生涯研修制度を推進するために、群馬県社会福祉士会内に設置されたセンターです。生涯研修制度とは、社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上、倫理及び資質の向上のために、生涯にわたって研鑽を重ねることを支援する制度です。生涯研修制度は「基礎過程」と「専門過程」の2つの過程から構成されています。専門課程を継続して積み重ねることで、認定社会福祉士取得にもつながります。資質向上のための研修の開催、基礎研修Ⅰ～Ⅲ（基礎過程）の開催、スーパービジョンの推進及びコーディネート、などを実施しています。



●権利擁護センターばあとなあ群馬

認知症や知的障がい・精神障がいなどのために、自ら適切な判断をすることが困難な方の場合、自らの権利を擁護しながら、福祉サービスなどの契約を結ぶことができないおそれがあります。このような状況に対応する制度が『成年後見制度』です。群馬県社会福祉士会に設置された「ばあとなあ群馬」は、成年後見を担う社会福祉士のチームです。ご本人が安心して暮らせるように、社会福祉士の専門スキルである相談援助技術を生かし、寄り添い、声なき声を受け止めて、自己決定を支援します。



●群馬県障害者権利擁護センター

「障害者虐待防止法」に基づき設置されるセンターを、群馬県から受託しています。障がい者虐待を発見したとき・虐待を受けたときの相談窓口として、市町村の障害者虐待防止センターと連携・協力しながら対応しています。虐待の通報・届出の受理、相談機関の紹介、虐待防止の啓発活動、市町村間の連絡調整・情報提供・助言などを行っています。また、夜間や休日についても速やかに対応できる体制を確保しています。



profile

一般社団法人 群馬県社会福祉士会

住所：群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉協議会内

TEL：027-212-8388 FAX：027-212-7260

E-mail：info@gunma-csw.or.jp HP：http://www.gunma-csw.or.jp